

血液透析、小児慢性特定疾病のため 受診されている方の交通費を補助します

町では、対象となる障がい者の方等の通院費を補助しています。

対象者

- ・じん臓機能障がいにより身体障害者手帳1級が交付されており、血液透析療法を受けるため町外の医療機関へ通院している方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証が交付されており、町外の指定医療機関へ通院している方

補助額

- ・公共交通機関利用者 運賃の1/2
- ・自家用車利用者 距離に応じて算出した費用の1/2
- ※1カ月につき1万円を限度とします。
- ※最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路を基に距離を算出します。

持ち物

- ・申請書(医療機関から通院をしていることの証明を受けていただく必要があります。)

- ・振込先の分かるもの(通院をしているご本人のもの、児童の場合は保護者のもの)
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証(該当者のみ)
- ・公共交通機関の領収書、定期券の写し等(該当者のみ)

※通院した月から2年以内に申請してください。

※申請書類は役場保健福祉課1階6番窓口または、町ホームページ(メニュー)健康医療と福祉)障がい者支援)障害者等通院費等補助金)からもダウンロードできますのでご利用ください。

※申請は随時受け付けています。

お問い合わせ先
保健福祉課福祉係
(32)6522

長野県特定(産業別)最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

このたび、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が表のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。



問い合わせ先

「最低賃金」について
長野労働局労働基準部賃金室
026(223)0555

| 種類 | 時間額(改正前) | 発効年月日 |
|-----|-------------|--|
| 地域別 | 長野県最低賃金 | 令和6年10月1日 |
| 産業別 | 計量器・測定器等製造業 | 令和7年1月1日 |
| | はん用機械器具等製造業 | 令和6年12月12日 |
| | 各種商品小売業 | ※長野県最低賃金を下回っているため、長野県最低賃金額998円が適用されます。 |
| | 印刷、製版業 | |

無料法律相談会を開催します

町では、長野県弁護士会佐久在住会と連携して、無料法律相談会を開催します。債務や相続、契約などのトラブルでお困りの方は、ご利用ください。完全予約制です。秘密は固く守られますので安心してご相談ください。

日時 3月6日(木)
午後1時30分～3時30分

場所 役場2階相談室5
(控室 役場2階会議室3)

申込時間

午前8時30分～午後5時15分

(土日・祝日を除く)

申込締め切り 2月26日(水)

対象者 町内在住者

相談人数 4人(先着順)

相談時間 30分程度

その他

相談内容によっては、利益相反の事情から相談を受けられない場合もありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

総務課 庶務係
(32)3111

「はたちの献血」キャンペーンを実施しています ～誰かの明日を考える。はたちの献血～

「献血」とは、病气やけがで輸血や血液製剤を必要とする患者さんのために、自分の血液を自発的かつ無償で提供することです。皆さまの善意の献血によって、多くの患者さんの命が救われます。血液は人工的に作る事ができず、長い間保存することもできません。特に献血者が減少しがちな冬期においては、安全な血液製剤の安定供給と確保が困難になります。

献血は命をつなぐボランティアです。少子高齢化の影響により、10代～30代の若年層の献血者数はこの10年間で約25%も減少しており、このまま減少が進んでいくと、血液の安定供給に支障をきたす恐れがあります。今後も患者さんに血液を安定的に届けるためには、今まで以上に若い世代の献血への協力が不可欠です。新たに成人式を迎える「はたち」の方を中心に、広く皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

期間

2月28日(金)まで

※キャンペーンの詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

献血受付方法・場所

長野県赤十字血液センターのホームページをご覧ください。



問い合わせ先

県庁健康福祉課管理課
026(235)7157
長野県赤十字血液センター
026(214)8229

事業主の皆さまへ 年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇(※2)を活用して、働き方・休み方を見直しましょう。

長野働き方改革推進支援センターでは、各種休暇制度の導入や就業規則の見直し、助成金の活用等について、無料

で支援しています。

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は、原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

スポーツ推進委員を募集します

この度、任期満了により令和7・8年度のスポーツ推進委員を公募します。

スポーツ推進委員は、町教育委員会が委嘱をし、町民がスポーツに親しみ・楽しむために、スポーツイベントの企画や運営、地域でのスポーツ指導、スポーツ団体やスポーツをされる方と行政とのパイプ役など、スポーツに関するさまざまな場面で活躍していただきます。

興味・関心・熱意のある方のご応募をお待ちしています。

応募人数

若干名

身分

御代田町 非常勤特別職員

任期

4月1日～令和9年3月31日(2年間)

報酬 日額 8,000円(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年条例第17号)の規定による。)

応募要件 4月1日現在において、次の項目全てに該当する方

- ・満18歳以上の方
- ・町内に在住、または在勤する方
- ・スポーツに関心と理解をお持ちの方
- ・各種の会議や事業のために一定の時間を提供できる方

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格事項に該当しない方

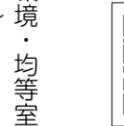
応募期間

2月1日(土)～28日(金)

長野働き方改革 推進支援センター

0120(088)703
年次有給休暇取得促進特設サイト

お問い合わせ先
長野労働局
雇用環境・均等室
026(223)0551



応募方法

教育委員会およびB&G海洋センター窓口(注意)してある応募申込書または、町の公式ホームページからダウンロードした応募申込書に必要事項を記入し、持参または郵送により提出してください。

選考方法

応募者の中から書類選考等により決定します。選考結果については、後日通知いたします。

お問い合わせ・提出先

〒389-0206
御代田町大字御代田 4107番地72
御代田町教育委員会 社会体育係
(御代田町B&G海洋センター)
FAX (32)6114